

令和7年8月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月8日（金）午後2時30分～午後3時00分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	16	土居 忠栄
3	山本 美加	9	坂本 一	17	清水 優志
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	18	岡崎 誠
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	19	植 俊彦
6	加用 雅啓	13	池田 三郎		
7	安藤 久徳	14	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	6	室津 平
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	12	山本 官	15	伊勢脇 精藏

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
4	岡本 尚子	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	山岡 早輝
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	正岡 研二	会計年度任用職員	岡崎 武
係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）
 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について（1件）
 第3号議案 非農地証明書の交付について（2件）
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和7年8月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号12番 山本 官 委員、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、岡本 尚子 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号3番 山本 美加 委員、議席番号4番 桑原 宏文 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 番号1。土地の表示は、藤字宮田谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は50歳の方で、現在、母と農作業をしており、従事日数は年間250日の予定となっております。労働力は、譲受人と譲受人の母の2人となっております。農機具については所有しておらず、クワを使って農作業をする予定です。申請地は自宅から車で約10分の距離（5km位）となっております。 現在、申請地の畑は管理されて季節野菜（すもも）が植えられており、取得後は譲受人とその母が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「池田委員」1番についてお願いします。
●13番 池田委員 （蕨岡・富山地区担当）	13番の蕨岡の池田です。1番についてですが、先月の26日に東推進委員と譲受人立会のもと現地の確認を行い

	ました。先ほど事務局から言われたとおり、生前贈与ということで、母親から息子への贈与ということで、主に今まで畑は親が管理をしていましたが、譲受人が草刈りをしてなど手伝っていました。畑にはスイカやスモモが植えられていて、今後も適宜スモモの苗などを植えたいと言っていました。周辺の農地に影響はありません。よって、3条の許可申請は妥当だと思います。
議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	1区富山担当の東です。池田委員が言われたように、7月26日に譲受人立会のもとで現地を確認させてもらいました。現地は野菜と一部果樹なども植わっていて、よく管理されていて、今後も引き続いて管理をしていくとのことですので、3条の許可申請については適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。 番号1。土地の表示は鍋島字上ハタ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。 7月30日、地区担当の井上委員と宮崎推進委員および申請者立会のもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、隣接の西側宅地を合わせて、住宅を新築するものです。場所については、JA高知南部出張所より南700mのところにある農地です。南側、西側は宅地、北側、東側は農地となって

	おり、所有者から同意書の提出や被害防除計画の提出があります。排水について、雨水は南側の側溝に排水します。生活排水については、合併処理浄化槽を経由後、南側側溝へ排水します。 申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地であり、転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「井上委員」1番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	スクリーンに映ってある私の後ろの方にある家ですが、今回の申請者の方が所有している部分で、古い50年以上の建物なので、それを解体し今回申請した部分と一緒にして、そこに新築を建て、車を置くスペースをつくるということを申請者からもお聞きしました。適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	3区の宮崎です。30日に現地確認に行きました。井上委員が言われたようなことで、農地法第4条の許可申請については妥当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。 番号1。土地の表示は西土佐橘字屋敷田、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月29日に会長職務代理と事務局で現地に向かい、地区担当の坂本委員、宮地推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は雑木林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2。土地の表示は大用字サキヤマ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月30日、地区担当の伊勢脇委員、東推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は原野のような状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「坂本委員」1番についてお願いします。
●9番 坂本委員 (西土佐橘地区ほか担当)	議席番号9番坂本です。先月29日、申請代理人、会長職務代理者、宮地推進委員、事務局と現地確認、申請代理人より聞き取りを行いました。県道より林道500m進んだ場所に申請地はあります。代理人によると、非農地証明後、同部落の人に売り渡す計画があるとのことでした。申請地よりずっと奥へ上がっていった所も、昔は畑と水田がありましたが、今は何もなくこのような状態がずっと続いています。申請地は、耕作放棄をして20年以上経過しております。以上のことから、非農地証明の交付については適当であると考えます。以上です。

議長（清水会長）	宮地浩推進委員は本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「伊勢脇委員」は本日欠席ですが、2番について適当である旨の連絡をいただいております。 東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	7月30日に事務局、会長、伊勢脇委員と申請者代理人立会で現地確認をしましたが、現地は20数年前に耕作放棄地となって、現在は草・木が生い茂って原野となっております。耕地に戻すのは困難な状態と思いますので、非農地証明の交付については適当と思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、その他でございますので、事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、毎年お願いしております、利用状況調査（農地パトロール）について説明させていただきます。お手元の封筒の中に利用状況調査実施要領と担当地区割表（案）、それから航空写真の3種類を入れております。ご確認くださいませでしょうか。 では、まず、「令和7年度利用状況調査（農地パトロール）実施要領」をご覧ください。一番上の「1 実施根拠」ですが、農地法第30条第1項に「農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」ということになっております。調査内容については、「2 実施の対象及び内容」の、かつこ1からかつこ4に記載しておりますとおりです。お手元に配っております航空写真には、事務局の方で、市内の農地の遊休農地に赤で色を塗っております。（昨年の農地パトロール反映

	済み) 作業についてですが、昨年と同様に、担当地区の航空写真に前年と比べて利用状況が異なる農地にしるしをつける作業となります。例えば、1年から2年くらいほったらかしている農地があれば、赤ペンで色塗りをお願いいたします。また、すでに赤で塗られている部分の農地が耕作を再開しているようでしたら、遊休農地が解消されたこととなりますので、赤ペンで「耕作している」など書き込んでおいてください。それから、農地を転用の許可なく宅地をしているところなどありましたら、報告をお願いいたします。実施していただく地区についてですが、「担当地区割り表(案)」を参考にしながら担当地区の委員さん同士で分担して調査をしていただけたらと思っておりますので、よければ総会終了後に担当委員さん同士で個々に集ってもらい打合せをお願いします。10月9日総会の日を報告期限とさせていただきたいと思いますので、それまでに調査をお願いします。無理をせず、車で行ける範囲のところでもかまいません。航空写真は農地が小さくて分かりづらいとは思いますが、航空写真を回収後、事務局で詳細を確認いたします。 以上で説明を終わります。ご質問等ありませんでしょうか。分からないことは、あとで直接事務局に個別に確認していただいても構いません。以上です。
議長(清水会長)	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和7年8月8日

議長 清水優志

署名委員 山本 美加

署名委員

桑原宏文